

令和8年4月14日

令和8年度第1回

青森市農業委員会 総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和8年4月14日（火曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和8年4月14日（火曜日） 午後2時40分

4. 議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 議案第5号 地域計画の変更に係る意見について
 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
5 番 木 村 孝 芳	6 番 工 藤 隆 志	7 番 窪 寺 洋 志
8 番 齊 藤 光 朗	9 番 澤 田 今日一	10 番 中 村 美喜雄
12 番 西 澤 清 光	13 番 西 塚 伸	14 番 野 口 友 子
15 番 福 士 修 身	17 番 三 上 紘 史	18 番 安 田 昌 樹
19 番 山 田 正 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

4 番 大 柳 建 秀	11 番 成 田 貴 吉	16 番 堀 内 俊 春
-------------	--------------	--------------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

4 番 工 藤 隆 正	6 番 風 晴 繁 雄	7 番 山 内 洋 一
10 番 川 村 忠 則	11 番 小 泉 作 郎	13 番 石 川 正 光
19 番 細 川 隆 雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 赤 田 千 草	3 番 福 士 博 人
5 番 木 立 忠 徳	8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 富 子
12 番 金 井 直 也	14 番 奈良岡 和 也	15 番 野 呂 正 幸
16 番 石 村 英 康	17 番 猪 股 康 行	18 番 出 町 鉄 昭

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局次長	白 取 和 子	事務局分室長	佐 藤 保
主 幹	相 馬 康 宏	主 幹	古 田 正 之
主 幹	櫻 田 新 司	主 査	菊 池 亮

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和8年度第1回青森市農業委員会総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

13 番西塚伸委員、14 番野口友子委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第1号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が11件、賃借権設定が17件の計28件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから9ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、子への贈与のため、譲受人については、新規就農、経営規模の拡大、親からの贈与という理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」のとおりとなります。

なお、新規就農者4件のうち、自家消費を主とした方の申請が3件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、所有権移転5ページの申請番号11番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

ご紹介に預かりました、わたくし●●●●と言います。38歳です。よろしくお願いします。
申請に至った理由なんですが、私の父が兼業農家でありまして、米農家でありました。

しかし、農家の方は継ぐことなく簿記の資格を取得しまして税理士事務所に勤めておりました。
数年前より、若手農業者と交流を通じてですね、新規就農を強く思うようになりました。そこで、就農準備資金制度を活用し、令和6年4月より浪岡の●●●●さんの元で2年間の研修をしておりました。今回許可申請を受けようとする農地なんですが、研修期間お世話になった●●●●●さんの隣接地になりまして、その売買情報に接しました。この農地を取得しまして、新規就農に熱意を持って取り組むため許可申請に至りましたので、よろしくお願いします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろとお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

1番秋谷と言います。●●●●さん本日はご苦勞様でございます。4点、お尋ねします。まず1点目でございます。研修を受けた●●●●さんって方どういう農業経営をしていたのか、まずお知らせください。

○●●●●氏

研修先でお世話になった●●●●さんなんですが、りんごの方栽培しておりまして、個人事業として約4町歩程の面積で栽培しておりました。栽培の中で、主にまる葉と言われる木であったり、わい化と言われる木ですね、それが半々くらい広く、ただ同じ点在している訳ではなく、1か所に固まった農地で栽培しておりました。なるべく、手伝いの方々も呼ぶことなく、御自身で奥様などと栽培に取り組んでおられまして、特に作業のベテランの方というのもあって、手順と言いますか、その辺が凄く自分の頭の中にしっかりあって、本来であれば4町歩という面積を余してしまうんじゃないかなと私最初思ったのですが、凄く手際が良くて、最後はきっちり収穫もされていて、余すことなくされていたと認識でございます。

○1 番 (秋谷進委員)

はい、ありがとうございます。次、2点目です。今回、取得しようとするりんご園、どういう状況のりんご園か、ちょっとお知らせ願います。

○●●●●氏

今回、取得しようと思っている農地なんですが、主に半分がりんごの木のふらん病という病気が少し多発しているようなところでして、そこについてはお世話になっている●●●●さんの指導の下ですね、木を伐採してまた新たにあまり周りに迷惑がかからないような形で、綺麗な栽培の方をしていきたいと、思っています。

その中で、病気になっていないような木も半分程ございますので、そこについては主にわい化の小さな5年から長くても10年くらいの木が病気にならずに残っている木がございますので、そこで収穫の方、進めていきたいと思っています。半分は収穫して、半分は改植を進めていくという風な流れです。

○1番（秋谷進委員）

りんご農家でいう、ふらん病ね。それは、全部切ってしまったんですか。

○●●●●氏

現状は、切ってしまいました。

○1番（秋谷進委員）

次、3点目です。農薬散布は、どういう形で行おうとしていますか。

○●●●●氏

農薬散布につきましては、現状は動噴機を利用しまして散布予定でございます。現状、購入したいと考えている今の土地はですね、農林組合の方に加入してまして、水源ですね、一応それがありますので、それをタンクに積んで農薬の方を混ぜて、それを運搬車で運んで、動噴で手がけで散布していこうと思っています。木が大きくなってきた頃にはですね、一応隣の●●●●さんがスプレーヤーの方を所有してまして、一緒にかけてあげるよと心強い言葉もいただきましたので、一応そういう形で農薬散布を進めていこうと考えております。

○1番（秋谷進委員）

動噴っていえば大変だよね。竿でやるの。今は面積そんなに多くないからいいのか。

最後、4点目です。2年間勉強したようですが、りんご栽培で何が一番重要だと思いますか。

○●●●●氏

重要なことは、たくさん研修中教えていただいたんですが。

○1 番（秋谷進委員）

そんな、深く考えなくてもいいですよ。自分が、重要だなと思うことを述べていただければ結構です。

○●●●●氏

今、現状病気の木をたくさん切り倒したのもあって、周りの方との迷惑をかけないといいますか、色々コミュニケーション取って進めていかないといけないんだなというか、特に農林組合に加入しているので、下を通ってる管とかですね、何かしらで壊してしまうと周りに迷惑をかけてしまうこともあるので、自分の農地なんですけど、周りの方と一緒に作ってるのかなと、そういう気持ちが必要なのかなとは、この2年間では思いました。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。うち方の農業委員会ですね、りんご優秀な方いっぱいいますので、なんなりと。頑張ってください、ありがとうございました。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

6 ページの 17 番なんですけども、

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

木村さん、待ってください。今は、●●さんについての審議なので。それに、注視してください。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め許可することに決定いたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

●●さん以外の本案について審議を行います。

審議について、質問、意見ございませんか。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番 (木村孝芳委員)

6 ページの 17 番ですけども、●●さんって人は今では自分で作ってるのか知りたいだけです。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、事務局。

○事務局

調査書、A 3 の横長の NO. 3。17 番。下から 2 つ目です。こちらの、一番右側第 2 項第 6 号に

書いてある通り、申請地はこれまで別人が耕作しており、許可後は賃借人が管理下ですね。●●さんが水稻を栽培するという風に書いてありますので、そういう回答でよろしいでしょうか。

今は、●●さんは作っていません。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局。もう一度、何ページの。

○事務局

調査書の NO.3、下から2つ目17番ですね。こちらの、右側の欄。こちらに、これまで別人が耕作あり、許可後は賃借人が水稻を栽培する計画です。と記載してある通りです。

○5番(木村孝芳委員)

もう1つ質問なんですけども、別人が耕作しているのはちゃんと許可貰ってやっているんですか。

○事務局

今回は、そこを改めて違う方、●●さんが耕作するということで許可を申請することになりました。

しなかったということです。

○5番(木村孝芳委員)

ヤミ耕作していたということなんですね。

○事務局

そういう形になりますね。

○5番(木村孝芳委員)

わかりました。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
他に質問、意見ございませんか。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番、安部です。ちょっと事務局に再度お伺いしたいんですけど、所有権移転にあたり、この売買価格ですね。提示してもらえないんですか。

○事務局

前回、澤田委員からお話がありまして、その際に報告させていただいたんですけども、個別にお聞きいただければお答えしますということで返しており、その後意見なしだったので、この問題については終了したのかなと思っておりましたけども。

○2番（安部浩一委員）

私、聞き漏らしたのかもしれませんが、載せてもいいんじゃないかなと思うんですけども。それに、ついてはどうなんですか。

○事務局

その説明もさせていただいたんですけども、個人情報であつたりもするところも全ての金額を載せて。その書類を皆さん信じてはいるんですけども、廃棄の方法とかこちらから指示している訳ではないので、あまり個人的な金額のお話とか誰々がいくら持ってる、いくらで買ったというのを記録として書類でお渡しするのはどうなのかなということがあったので、一旦そういう形にさせていただきました。

○2番（安部浩一委員）

中間管理機構の売買についてはデータつけてますよね。

○事務局

はい。県の方で、公告するからです。

○2番（安部浩一委員）

ってことは、中身的には同じことだと思う訳さ。載せることに関しては。

○事務局

農業委員会の3条については公告の義務はないので、外に出ないんです。

○2番（安部浩一委員）

あっせんは。

○事務局

あっせんは、出ます。

○2番（安部浩一委員）

でも、載せてもいいんでないか。

○事務局

なので、いいんですけど。今のところは、皆さん興味がところについては事務局に来ていただければお教えします。という話をしております。全ての情報を載せる必要があるかどうかは確かに、安部委員のおっしゃる通りなのかもしれませんが、今のところもし委員のお知り合いの方で相場いくらのとお聞きされた場合に、事務局に来ていただければだいたいの額。誰々さんのところは個人的な名前は差し控えるかもしれませんが、だいたいの金額はこれくらいですというのはお教えします。これでは、ダメでしょうか。

○2番（安部浩一委員）

ダメではないけど、ひとつの目安としてね、私達さ、実際に回って歩いた時にちょっと売りたいんだけど、隣近所の相場はどのくらいなのかなってよくあってさ。

結局、私達このデータもそうだけど、近くの不動産の売買の平均単価っていうのも別な形で入手できるので、それを含めて話すけども、実際として我々、守秘義務を課せられるのであればさ、別に提示してもつけてもいいんでないのかなって。我々も、ひとつの参考としていちいち事務局に聞かなくてもさ、目安としてできるのかなと思ってさ。利便性を考えた時にどうなのかなと思っただけなので。

○事務局

ちなみに、お話ししたんですけども、県内10市の市町村の中では公表しているのは4市ぐらい、半分以上は公表していない状態。理由としては、やはり個人情報をあまりのせたものを配布するのはどうなのかなというところがありました。一応、そこだけお伝えしておきます。

○2番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第2号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が1件あり、内訳は所有権移転が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第2号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

申請番号1番、案内略図は①、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画平面図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目から9ページ目が商業登記簿、10ページ目が土地登記簿、11ページ目が地域計画変更通知、12ページ目が土地代替性検討表となっております。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、当該農地は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件をも満たさないその他の農地と判断されます。

「その他の農地」の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が駐車場にすることを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに駐車場に供する土地がなかったことから、その他の農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第3号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計4件で、個別の内容につきましては、11ページ以降に記載しております。

本案は、農業経営基盤強化促進法第7条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5号の要件を満たしており、同法第18条第11号の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは11ページ目の所有権移転 申請番号1番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事

参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上 紘史委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上 紘史委員を入場させてください。

(三上 紘史委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限のあった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第4号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計23件で、個別の内容につきましては、15ページから26ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積等促進計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第5号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、地域計画の変更に係る意見について説明をお願いいたします。

○農業政策課(斎藤主査)

農業政策課の斎藤と申します。よろしくお願いします。議案第5号に説明に入る前にですね、先月は地域計画の話し合いに皆さんご参加いただきまして、本当にありがとうございました。この場を、お借りして改めて申し上げます。

そうしたら、資料の方説明してまいります。1ページ目なんですけども、今回の地域計画の変更には2件出ております。1件目が、申出者が青森市●●●●の●●●●さん。申出地が、青森市●●●●、494 m²。変更の内容としましては、地域計画からの除外になります。申出の理由なんですけども、資材置場及び駐車場を造成します。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけども、農業振興地域農用地区域外でして、周辺の利用状況とかも見まして農地の集団性とか総合的な理由として、担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれがないと認められるためです。農地転用の見込みなんですけども、事前に農業委員会に相談しており、転用の見込み有ということです。

続いて整理番号2番なんですけども、申出者が愛知県岡崎市の●●●●さんという方です。申出地は、浪岡の●●●●、●●●●、全部で386 m²になります。変更の内容としましては、地域計画からの除外になります。申出理由は、住宅を建築するためです。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけども、農業振興地域農用地区域外でして、周辺の利用状況とかも見まして農地の集団性や効率性や担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれがないと認められるためです。農地転用の見込みなんですけども、事前に農業委員会に相談しており、転用の見込み有ということです。その他としましては、土地の所有者からは各種手続きについては承諾を得ています。

続いて、2ページ目なんですけども、整理番号1番の地域計画の変更区分になります。畑の面積が0.05 m²に減るということになります。続いて、3ページなんですけども、こちらが申出地になっております。あとは、現況の写真になっております。続いて、4ページ目が整理番号2番目になります。野沢地区の畑の面積が0.04 m²減るという形になります。続いて、5ページ目なんですけども、位置図と現況の写真になっております。続いて、6ページ目なんですけども、上の方を書いてあるのが整理番号1番の土地の利用計画図になります。下の方が、整理番号2番の土地

の利用計画図になります。こちらからは以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の地域計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは当該申請の農地転用の見込みについて説明いたしますので、右上に「議案第5号関係参考資料①」と記載された資料をご覧ください。

整理番号1番の農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、当該農地は、支所機能を有する「東岳コミュニティセンター内の東岳情報コーナー」から概ね300m以内に位置するため、第3種農地と判断されます。

第3種農地の転用は、原則許可することができるため、当該農地は転用許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えております。

続いて、「議案第5号関係参考資料②」と記載された資料をご覧ください。

整理番号2番の農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、当該農地は、申請地は第1種農地であるため、農地転用は原則不許可であるが、例外許可事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって、第1種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによつては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は「一般住宅の建築が目的で、銀字杉田の集落に接続して設置されるもの」であり、周辺にある非農地等の土地についても検討したが、申請地のほかに目的に供する土地がなかったことから、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えております。

説明は以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまの農業政策課の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

3 ページの写真がついているんですが、真ん中の申請地の左下に当該地の写真あるんですけども、農業委員会と耕作放棄の担当と私とで現場見たんですけども、これ 6 ページの上の方は駐車場になってますよね。申請地の上にあるというかなんていうか、その人のところは畑は駐車場があることで袋小路になっちゃうんですよ。通行については、熟慮したんですか。

○事務局

はい、木村委員と現地調査の結果ですね。所有者の方と、相談いたしまして所有者の方からこの図面には通路の部分記載されていませんけども、通路としての往来は大丈夫ですと許可を得ております。

○5 番（木村孝芳委員）

大丈夫であれば、駐車場の位置関係。道路沿いの駐車場って書いてあるじゃないですか。通れないでしょ普通は。

○事務局

実際に転用した時には、修正した図面になるかと思うんですけど、今回は間に合わなくて申し訳ございませんけども、相手方とのお話し合いは済んでおります。

○5 番（木村孝芳委員）

相手方が、それで了解しているのであればいんですけどもね。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第 1 号を議題とします。

事務局説明願います。

○事務局

(分室長 報告内容説明)

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 3 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第 2 号を議題とします。

事務局説明願います。

○事務局

(分室長 報告内容説明)

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 11 件となっております。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

各委員

(了承)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

ほかに事務局から何かありますか。

○2 番（安部浩一委員）

- ・農業委員用のタブレットの改善について

○5 番（木村孝芳委員）

- ・3 条申請不許可となった申請者の次回申請時の取り扱いについて
- ・地域計画における家庭菜園の扱いについて

○9 番（澤田今日一委員）

- ・友好会親睦会の決定事項について

○19 番（山田正樹委員）

- ・農地に対するごみの不法投棄について

○4 番（工藤隆正推進）

- ・意向調査について
- ・地域計画の変更について

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

皆さんから他にございますか。

事務局ありますか。

○事務局

- ・盛土規制法の運用開始について
- ・公務災害補償制度について
- ・会計検査について
- ・令和 8 年青森市農業委員会業務概要について
- ・意向調査について

○事務局

次回の総会は、5 月 13 日（水）午後 1 時 30 分から、場所は「浪岡中央公民館 1 階大ホール」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしくお願いします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これをもちまして、令和 8 年度第 1 回青森市農業委員会総会を閉会いたします。